

2026 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 Veritas In Silico
代表者名 代表取締役社長 中村 慎吾
(コード番号：130A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部長
郷田 恒雄
Email: ir@veritasinsilico.com

第三者割当による第 5 回（行使価額修正条項付）及び第 6 回から第 9 回 新株予約権（ターゲット・イシュー・修正選択権付）の払込完了のお知らせ

2026 年 10 月 13 日開催の取締役会にて決議いたしました、香港所在の機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（以下“LCAM”と表記）が一任勘定の下で運用している、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下“LCAO”と表記）、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社である MAP246 Segregated Portfolio（以下“MAP246”と表記）並びに、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社である BEMAP Master Fund Ltd.（以下“BEMAP”と表記；LCAO、MAP246 並びに BEMAP を個別に又は総称して以下“割当予定先”と表記）を割当予定先とする第三者割当の方法による第 5 回から第 9 回新株予約権（以下“本件新株予約権”と表記）の発行及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする、割当予定先との新株予約権買取契約（以下“本買取契約”と表記）の締結手続が完了し、割当先より新株予約権発行時の払込金（第 5 回～第 9 回の合計：2,801 千円）を受領しましたので、以下お知らせいたします。

当社では本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達する資金の額は合計約 1,773 百万円と想定しており、全額を 2027 年 1 月から 2029 年 12 月までの間に実施を予定している、自社パイプラインの創薬研究の一環として、将来時点において国内外の製薬会社へ導出（ライセンス・アウト）することを目的に実施する、医薬品候補物質の効果や安全性を検証するための「動物試験」、さらに医薬品候補物質や Perfusio[®]を実際に人体に対して使用してみて、その効果や安全性を評価する「医師主導臨床試験」を実施するための開発研究費に全額を充当予定です。

当社では今後 3 年程度の経営方針として、これらの試験を通じて、医薬品候補物質及び Perfusio[®]を使用する治療法の有効性を示す試験結果を得たうえで、国内外の製薬会社へ導出することにより、開発投資の果実として、開発研究に投じた額を上回るライセンス収入を得ることを目指します。具体的には、既に創出した「p53 遺伝子を標的とする、心臓血管手術後に惹起される急性腎不全の予防薬」、「H19 遺伝子を標的とするがん治療薬」、「TDP-43

MP13 遺伝子を標的とする ALS 治療薬」の 3 件に、2027 年の創出を見込む新たな医薬品候補物質 1 件を合わせた合計 4 案件を対象として、2027 年 1 月～2029 年 12 月までの間に、上記の「動物試験」及び、Perfusio[®]の活用も視野に入れた「医師主導臨床試験」を実施するとともに、2029 年ごろから順次ライセンスアウトして収益を得ることを目指しております。

なお本新株予約権の詳細については、2026 年 10 月 13 日付『第三者割当による第 5 回（行使価額修正条項付）及び第 6 回から第 9 回新株予約権（ターゲット・イシュー・修正選択権付）の発行ならびに、新株予約権の買取契約締結のお知らせ』をご参照ください。

● 本新株予約権の概要

<第5回新株予約権>

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	30,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額2,550,000円（新株予約権1個当たり85円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式3,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。下限行使価額は213円
5. 調達資金の額	1,280,550,000円（注） （内訳）・新株予約権発行時の払込額：2,550,000円 ・新薬予約権の行使による払込額：1,278,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、426円とします。 2026年10月30日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下“修正日”と表記）の属する週の前週の最終取引日（以下“修正基準日”と表記）の株式会社東京証券取引所（以下“東京証券取引所”と表記）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下“修正基準日価額”と表記）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下“修正後行使価額”と表記）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が213円（本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
7. 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 22,200個 ・MAP246 2,400個 ・BEMAP 5,400個
8. 権利行使期間	2026年10月30日～2029年10月29日まで。 なお行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し以下の期間には、行使請求できないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要と認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結しました。また本新株予約権引受契約において、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定される予定です。

（注）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

<第6回新株予約権>

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	2,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額104,000円（新株予約権1個当たり52円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式200,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	120,104,000円（注1） （内訳）・新株予約権発行時の払込額：104,000円 ・新薬予約権の行使による払込額：120,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は600円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 1,480個 ・MAP246 160個 ・BEMAP 360個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要と認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない）を付加することも可能である旨が規定されています。

- （注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第6回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして設定しております。

＜第7回新株予約権＞

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	2,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額78,000円（新株予約権1個当たり39円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式200,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	160,078,000円（注1） （内訳）・新株予約権発行時の払込額：78,000円 ・新薬予約権の行使による払込額：160,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は800円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 1,480個 ・MAP246 160個 ・BEMAP 360個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要と認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない）を付加することも可能である旨が規定されています。

- （注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第7回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして設定しております。

＜第8回新株予約権＞

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	1,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額35,000円（新株予約権1個当たり35円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式100,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	100,035,000円（注1） （内訳）・新株予約権発行時の払込額：35,000円 ・新株予約権の行使による払込額：100,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は1,000円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 740個 ・MAP246 80個 ・BEMAP 180個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要と認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない）を付加することも可能である旨が規定されています。

- （注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第8回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして、当社の株式が2024年2月に東京証券取引所グロース市場へ上場した際の公募売価格をもとに設定しております。

＜第9回新株予約権＞

1. 割当日	2026年10月29日
2. 発行新株予約権数	1,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	総額34,000円（新株予約権1個当たり34円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式100,000株（新株予約権1個につき100株）
5. 調達資金の額	125,034,000円（注1） （内訳）・新株予約権発行時の払込額：34,000円 ・新株予約権の行使による払込額：125,000,000円
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額は1,250円（注2）
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議の結果、第三者割当の方法により、以下の通り割り当てます。 ・LCAO 740個 ・MAP246 80個 ・BEMAP 180個
8. 権利行使期間	2026年10月30日（当日を含む）から2029年10月29日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要と認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下“本新株予約権引受契約”と表記）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約では、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が、また発行時点において行使価額の修正条件は設定されませんが、市場価格との著しい乖離を回避し、より現実的かつ実効性のある資金調達を可能とするため、当社が必要と判断するときには、当社取締役会の決議により、各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正（ただし下限行使価額は下回らない）を付加することも可能である旨が規定されています。

- （注）1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
2. 第9回新株予約権の行使価額は、当社が株価を意識した経営に取り組むなかで、中長期的な目標とする株価水準を示すものとして、2021年12月24日付で実施した有償第三者割当増資の株価をもとに設定しております。

以上

【お問合せ先】

● Veritas In Silico ウェブサイト お問い合わせフォーム：<https://www.veritasinsilico.com/contact/>